



熊本県公報

第 1 2 5 3 0 号

平成 28 年 6 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康福祉政策課)	1
告 示		
○生活保護法に基づく施術機関の廃止……………	(社会福祉課)	2
○生活保護法に基づく施術機関の指定……………	(〃)	2
○生活保護法に基づく施術機関の変更……………	(〃)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定……………	(〃)	3
○生活保護法に基づく介護機関の廃止……………	(〃)	5
○生活保護法に基づく介護機関の休止……………	(〃)	6
○生活保護法に基づく介護機関の変更……………	(〃)	7
○指定障害児通所支援事業者の指定……………	(障がい者支援課)	9
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	(高齢者支援課)	9
○平成 2 8 年度予算の要領……………	(財政課)	10
公 告		
○県営土地改良事業の工事完了……………	(農村計画課)	35
○県営土地改良事業の工事完了……………	(〃)	35
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(〃)	36
○県有林立木の公売……………	(森林整備課)	36
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(農地・担い手支援課)	39
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃)	39
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃)	39
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃)	40
○農用地利用配分計画の認可……………	(〃)	40
登 載 依 頼		
○熊本県文化財保護審議会の開催……………	(文化財保護審議会)	40

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 6 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 0 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和 5 2 年熊本県規則第 6 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (1)ウ中「3 1 0 円」を「3 2 0 円」に改め、同表の 1 (2)イ中「2, 5 3 0, 0 0 0 円」を「2, 6 6 0, 0 0 0 円」に改め、同表の 2 (1)ウ中「1, 0 4 0 円」を「1, 1 1 0 円」に改め、同表の 3 (3)アの表中

1 7, 8 0 0 円	2 2, 9 0 0 円	3 3,
2 9, 4 0 0 円	3 8, 1 0 0 円	5 3,

7 0 0 円

4 0, 4 0 0 円	5 1, 2 0 0 円	7, 5 0 0 円	を	1 8, 4 0 0 円	2 3, 7 0
1 0 0 円	6 2, 1 0 0 円	7 8, 1 0 0 円	1 0, 7 0 0 円	3 0, 4 0 0 円	3 9, 5 0

0 円

3 4, 9 0 0 円	4 1, 8 0 0 円	5 3, 0 0 0 円	7, 8 0 0 円	に改め、同表の 3 (3)
0 円	5 5, 0 0 0 円	6 4, 3 0 0 円	8 0, 9 0 0 円	1 1, 1 0 0 円

イの表中

5, 8 0 0 円	7, 8 0 0 円	1 1, 7 0 0 円	1 4, 2 0 0 円	1 8, 0 0 0 円	2,
9, 4 0 0 円	1 2, 3 0 0 円	1 7, 4 0 0 円	2 0, 6 0 0 円	2 6, 1 0 0 円	3,

5 0 0 円

4 0 0 円	を	6, 0 0 0 円	8, 1 0 0 円	1 2, 1 0 0 円	1 4, 7 0 0 円	1 8, 6 0 0
円		9, 8 0 0 円	1 2, 7 0 0 円	1 8, 0 0 0 円	2 1, 4 0 0 円	2 7, 0 0 0

円

円

に改め、同表の 6 (2)中「5 4 7, 0 0 0 円」を「5 7 6, 0 0 0 円」

を加え、「小学部児童を含む」を「小学部の児童をいう」に改め、「中学校生徒(」の次に「中学校、義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒を含む」を「中学部の生徒をいう」に改め、同表の 8 (3)イ(ア)中「4, 1 0 0 円」を「4, 3 0 0 円」に改め、同表の 8 (3)イ(イ)中「4, 4 0 0 円」を「4, 6 0 0 円」に改め、同表の 8 (3)イ(ウ)

中「4,800円」を「5,000円」に改め、同表の9(3)中「206,000円」を「210,400円」に、「164,800円」を「168,300円」に改め、同表の11(4)イ中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表の12(2)中「133,900円」を「134,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県災害救助法施行細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

告 示

熊本県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
田原 俊也	高遊原接骨院	上益城郡益城町宮園 724-14	平成28年3月3 1日

熊本県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
道上 知幸	のぞみ整骨院	宇城市小川町江頭1 53-8	平成28年4月2 6日
片瀨 佑馬	大津美咲野整骨院	菊池郡菊陽町美咲野 一丁目20-1	平成28年5月6 日
田原 俊也	たはら整骨院	上益城郡益城町宮園 一ノ迫755-2	平成28年4月1 日
依田 祥子	慈恵堂鍼灸整骨院	菊池市隈府172	平成28年5月1 6日

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
元村 浩	リーフマッサージ治療院山鹿	山鹿市中474-1	平成28年5月1 6日
田上 茂樹	ゆきあかり健康堂	荒尾市万田423	平成28年5月2 日

（はり師）

田上 茂樹	ゆきあかり健康堂	荒尾市万田423	平成28年5月2 日
-------	----------	----------	---------------

（きゅう師）

田上 茂樹	ゆきあかり健康堂	荒尾市万田423	平成28年5月2 日
-------	----------	----------	---------------

熊本県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	変更事項		変更年月日
	旧	新	
	施術所の所在地		
佐間野 理恵	菊池郡菊陽町津久礼 2345-3	菊池郡菊陽町津久礼 2374-1	平成28年4月1日

熊本県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
一般社団法人健康共同ファルマ 熊本市中央区神水1-20-7	さくら薬局 水俣市桜井町2-2-19	平成28年3月2日
有限会社タカヒロメディカル 熊本市中央区出水6-41-57	すや調剤薬局 合志市須屋字窪262-32	平成28年6月3日
有限会社呉服薬局 熊本市中央区呉服町1-30	大津ごふく薬局 菊池郡大津町室925-5	平成28年5月20日
有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町大字岩下字東園 123-3	コーセイ薬局 上益城郡甲佐町大字岩下字東園 123-3	平成28年5月16日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14-8	そうごう薬局玉名店 玉名市寺田430-4	平成28年4月1日
有限会社江上薬局 山鹿市山鹿1700-1	江上薬局大橋通 山鹿市大橋通704-1	平成28年3月29日
有限会社江上薬局 山鹿市山鹿1700-1	江上薬局グリーンファーマシー 山鹿市山鹿1842-18	平成28年3月29日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
一般社団法人健康共同ファルマ 熊本市中央区神水1-20-7	さくら薬局 水俣市桜井町2-2-19	平成28年3月2日
有限会社タカヒロメディカル 熊本市中央区出水6-41-5	すや調剤薬局 合志市須屋字窪262-32	平成28年6月3日

7		
有限会社呉服薬局 熊本市中央区呉服町1-30	大津ごふく薬局 菊池郡大津町室925-5	平成28年5月20日
有限会社コーセイ商事 上益城郡甲佐町大字岩下字東園 123-3	コーセイ薬局 上益城郡甲佐町大字岩下字東園 123-3	平成28年5月16日
総合メディカル株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14-8	そうごう薬局玉名店 玉名市寺田430-4	平成28年4月1日
有限会社江上薬局 山鹿市山鹿1700-1	江上薬局大橋通 山鹿市大橋通704-1	平成28年3月29日
有限会社江上薬局 山鹿市山鹿1700-1	江上薬局グリーンファーマシイ 山鹿市山鹿1842-18	平成28年3月29日
(短期入所療養介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団清風会 玉名郡和水町上板楠1697-1	介護老人保健施設清風苑 玉名市和水町上板楠1697-1	平成28年5月1日
(介護療養型医療施設)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人藤杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5-2	伊藤医院 荒尾市四ツ山町三丁目5-2	平成28年4月26日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団清風会 玉名郡和水町上板楠1697-1	介護老人保健施設清風苑 玉名市和水町上板楠1697-1	平成28年5月1日
(通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人藤杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5-2	通所介護サービスセンター「なの花」 荒尾市四ツ山町三丁目7-29	平成28年4月18日
(介護予防通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人藤杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5-2	通所介護サービスセンター「なの花」 荒尾市四ツ山町三丁目7-29	平成28年4月18日
(短期入所生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人千草会 山鹿市鹿央町合里1033-1	短期入所生活介護事業所あいさと 山鹿市鹿央町合里1039	平成28年2月15日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人千草会	短期入所生活介護事業所あいさと	平成28年2月1

山鹿市鹿央町合里1033-1	と 山鹿市鹿央町合里1039	5日
----------------	-------------------	----

熊本県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人信岡会 菊池市隈府494	菊池訪問看護ステーションさくら 菊池市隈府494	平成28年3月18日
天草市	天草市立牛深市民病院 天草市牛深町3050	平成20年3月31日
天草市	牛深市老人訪問看護ステーション 天草市牛深町129-2	平成18年3月27日

（通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人熊本東翔会 玉名市岱明町古閑388	デイサービスなめいし 玉名市滑石943	平成28年2月29日
社会福祉法人氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地651	氷川町社協デイサービス宮原 八代郡氷川町宮原702-5	平成28年3月31日
株式会社荒尾介護システム 荒尾市原万田696-9	デイサービス雅ANNEX 荒尾市万田2004	平成28年3月30日
医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町2061-21	医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町2061-21	平成28年6月30日

（介護予防通所介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人東翔会 玉名市岱明町古閑388	デイサービスなめいし 玉名市滑石943	平成28年2月29日
社会福祉法人氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地651	氷川町社協デイサービス宮原 八代郡氷川町宮原702-5	平成28年3月31日
株式会社荒尾介護システム 荒尾市原万田696-9	デイサービス雅ANNEX 荒尾市万田2004	平成28年3月30日
医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町2061-21	医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町2061-21	平成28年6月30日

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町御船1061	御船清流園ヘルパーステーション	平成28年3月31日

	上益城郡御船町辺田見181-1	
(介護予防訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人社団藤岡会 上益城郡御船町御船1061	御船清流園ヘルパーステーション 上益城郡御船町辺田見181-1	平成28年3月31日
(介護療養型医療施設)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草市	天草市立牛深市民病院 天草市牛深町3050	平成20年3月31日
(居宅介護支援)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草市	牛深市民病院指定居宅介護支援事業所 天草市牛深町129-2	平成18年3月27日
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社健康共同ファルマ 熊本市中央区神水1-20-7	たんぼぼ薬局 菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4	平成28年3月31日
株式会社とみた薬局 八代市本町三丁目2-1	とみた薬局本町店 八代市本町三丁目2-1	平成28年4月1日
株式会社健康共同ファルマ 熊本市中央区神水1-20-7	さくら薬局 水俣市桜井町2-2-19	平成28年3月31日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社健康共同ファルマ 熊本市中央区神水1-20-7	さくら薬局 水俣市桜井町2-2-19	平成28年3月31日
(訪問入浴介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人多良木町社会福祉協議会 球磨郡多良木町大字多良木1571-1	多良木町訪問入浴介護事業所 球磨郡多良木町大字奥野1365-1	平成24年3月31日
(介護予防訪問入浴介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人多良木町社会福祉協議会 球磨郡多良木町大字多良木1571-1	多良木町訪問入浴介護事業所 球磨郡多良木町大字奥野1365-1	平成24年3月31日

熊本県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第

50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9-14	八代市社協さわやか鏡 八代市鏡町鏡村720	平成28年5月31日

熊本県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835	医療法人愛生会ヘルパーステーションおんじゃく 下益城郡美里町中小路904	事業所所在地		平成28年4月1日
		下益城郡美里町中小路835	下益城郡美里町中小路904	

（介護予防訪問介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835	医療法人愛生会ヘルパーステーションおんじゃく 下益城郡美里町中小路904	事業所所在地		平成28年4月1日
		下益城郡美里町中小路835	下益城郡美里町中小路904	

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835	訪問看護ステーションきらり 下益城郡美里町中小路904	事業所所在地		平成28年4月1日
		下益城郡美里町中小路835	下益城郡美里町中小路904	
有限会社介護生活研究所 人吉市願成寺町482-2	訪問看護ステーションすずらん 人吉市瓦屋町1174-2	事業所所在地		平成28年4月1日
		人吉市願成寺町杉園430-2	人吉市瓦屋町1174-2	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具691	美里リハビリテーション病院通所リハビリテーション	事業所名		平成28年4月1日
		ともち未来病院通所リ	美里リハビリテーション	

	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8	ハビリテー ション	ン病院通所 リハビリテ ーション	
(介護予防訪問看護)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人愛生会 下益城郡美里町中小 路 8 3 5	訪問看護ステーショ ンきらり 下益城郡美里町中小 路 9 0 4	事業所所在地		平成 2 8 年 4 月 1 日
		下益城郡美 里町中小路 8 3 5	下益城郡美 里町中小路 9 0 4	
有限会社介護生活研 究所 人吉市願成寺町 4 8 2 - 2	訪問看護ステーショ ンすずらん 人吉市瓦屋町 1 1 7 4 - 2	事業所所在地		平成 2 8 年 4 月 1 日
		人吉市願成 寺町杉園 4 3 0 - 2	人吉市瓦屋 町 1 1 7 4 - 2	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具 6 9 1	美里リハビリテーシ ョン病院通所リハビ リテーション 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8	事業所名		平成 2 8 年 4 月 1 日
		ともち未来 病院通所リ ハビリテー ション	美里リハビ リテーショ ン病院通所 リハビリテ ーション	
(居宅療養管理指導)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ファーマダ イワ 熊本市南区流通団地 一丁目 5 6	ひまわり薬局宇土店 宇土市本町一丁目 5 - 1	事業所所在地		平成 2 8 年 5 月 1 日
		宇土市本町 1 - 3	宇土市本町 一丁目 5 - 1	
アドバンス株式会社 人吉市土手町 3 7	さくら調剤薬局九日 町店 人吉市九日町 1 0 2 - 1	事業所所在地		平成 2 8 年 3 月 1 日
		人吉市九日 町 1 0 4	人吉市九日 町 1 0 2 - 1	
(介護予防居宅療養管理指導)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
アドバンス株式会社 人吉市土手町 3 7	さくら調剤薬局九日 町店 人吉市九日町 1 0 2 - 1	事業所所在地		平成 2 8 年 3 月 1 日
		人吉市九日 町 1 0 4	人吉市九日 町 1 0 2 - 1	
(居宅介護支援)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具 6 9 1	美里リハビリテーシ ョン病院居宅介護支 援センター 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8	事業所名		平成 2 8 年 4 月 1 日
		ともち未来 病院居宅介 護支援セン ター	美里リハビ リテーショ ン病院居宅 介護支援セ ンター	
(訪問リハビリテーション)				
事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事務所の名称及び所 在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具 6	美里リハビリテーシ ョン病院通所リハビ	事業所名		平成 2 8 年 4 月 1 日
		ともち未来	美里リハビ	

91	リテーション 下益城郡美里町洞岳 1308	病院通所リ ハビリテー ション	リテーショ ン病院通所 リハビリテ ーション
----	-----------------------------	-----------------------	---------------------------------

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具6 91	美里リハビリテーシ ョン病院通所リハビ リテーション 下益城郡美里町洞岳 1308	事業所名		平成28年4 月1日
		ともち未来 病院通所リ ハビリテー ション	美里リハビ リテーショ ン病院通所 リハビリテ ーション	

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具6 91	美里リハビリテーシ ョン病院通所リハビ リテーション 下益城郡美里町洞岳 1308	事業所名		平成28年4 月1日
		ともち未来 病院通所リ ハビリテー ション	美里リハビ リテーショ ン病院通所 リハビリテ ーション	

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具6 91	美里リハビリテーシ ョン病院通所リハビ リテーション 下益城郡美里町洞岳 1308	事業所名		平成28年4 月1日
		ともち未来 病院通所リ ハビリテー ション	美里リハビ リテーショ ン病院通所 リハビリテ ーション	

熊本県告示第650号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援事業所 第一ぷくぷく 八代市田中東町七号4	NPO法人バリアフリー 八代市大村町715番地2 桑原 恒保	平成28年6月15日	4350200244	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問

熊本県告示第651号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人順風会 宇土市下網田町 1905番地	特別養護老人ホーム西城園 宇土市下網田町 1905番地	431100288	平成28年6月15日	地域密着型 介護老人福祉施設

熊本県告示第652号

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成28年6月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139,374,788千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ887,187,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	地方交付税	216,780,000	2,646,378	219,426,378
	1 地方交付税	216,780,000	2,646,378	219,426,378
2	分担金及び 負担金	1,416,909	58,750	1,475,659
	1 負担金	1,155,593	58,750	1,214,343
3	国庫支出金	109,939,483	114,202,704	224,142,187
	1 国庫負担金	59,151,893	67,788,760	126,940,653
	2 国庫補助金	48,266,199	46,411,838	94,678,037
	3 国庫委託金	2,521,391	2,106	2,523,497
4	繰入金	28,309,089	7,080,956	35,390,045
	1 基金繰入金	26,974,384	7,080,956	34,055,340
5	県 債	75,645,000	15,386,000	91,031,000
	1 県 債	75,645,000	15,386,000	91,031,000
歳 入 合 計		747,813,116	139,374,788	887,187,904

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,300,678	159,438	33,460,116
	1 総務管理費	11,324,717	78,990	11,403,707
	2 企 画 費	6,045,664	65,741	6,111,405
	3 防 災 費	4,532,382	14,707	4,547,089
2 民 生 費		114,999,763	26,659,585	141,659,348
	1 社会福祉費	65,931,994	9,511	65,941,505
	2 災害救助費	17,085,153	26,650,074	43,735,227
3 農 水 産 業 林 費		41,070,415	10,811,717	51,882,132
	1 農 業 費	14,531,083	6,809,548	21,340,631
	2 畜 産 業 費	2,710,231	582,169	3,292,400
	3 農 地 費	8,654,433	1,158,000	9,812,433
	4 林 業 費	11,236,380	2,262,000	13,498,380
4 商 工 費		39,431,178	88,000	39,519,178
	1 工 鉱 業 費	3,366,234	20,000	3,386,234

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 観 光 費	658,007	68,000	726,007
5 土 木 費		35,024,614	140,986	35,165,600
	1 土木管理費	2,173,374	28,986	2,202,360
	2 道 橋 路 橋 り よ う 費	17,291,694	61,000	17,352,694
	3 河川海岸費	9,334,914	51,000	9,385,914
6 警 察 費		37,127,857	27,804	37,155,661
	1 警察管理費	33,532,095	821	33,532,916
	2 警察活動費	3,595,762	26,983	3,622,745
7 教 育 費		168,364,623	33,214	168,397,837
	1 教育総務費	31,797,275	31,108	31,828,383
	2 保健体育費	1,591,223	2,106	1,593,329
8 災 害 復 旧 費		25,920,018	101,454,044	127,374,062
	1 総 務 災 害 復 旧 費	790,747	1,288,958	2,079,705
	2 民 生 災 害 復 旧 費	1,972,973	3,147,702	5,120,675
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	10,325,638	36,700,000	47,025,638

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 商 工 災 害 復 旧 費	372,226	3,000,000	3,372,226
	5 土 木 災 害 復 旧 費	9,398,078	55,895,722	65,293,800
	6 警 察 災 害 復 旧 費	363,936	3,604	367,540
	7 教 育 災 害 復 旧 費	2,342,913	1,418,058	3,760,971
歳 出 合 計		747,813,116	139,374,788	887,187,904

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
警察関係業務	平成29年度	千円 54,966

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>耕地災害 現年発生 補助事業費</p>	<p>千円 108,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>
<p>計</p>	<p>108,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 1,758,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,383,000			
福祉施設現年発生国庫補助事業費	623,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	1,412,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	326,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	69,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	2,745,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	より、繰上償 還をなし、又	13,490,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	472,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	は借換えをす ることができ	1,186,000			
単県治山事業費	11,000	工事その他	当該見直		195,000	(補正前に同じ)		
総務施設現年発生単県災害復旧事業費	722,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	724,000			
農林水産施設現年発生単県災害復旧事業費	718,000	を翌年度以降 に繰り下げて			1,269,000			
漁港現年発生単県災害復旧事業費	15,000	借り入れるこ とができる。			34,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,740,000	発行価格が 額面金額を下			2,802,000			
警察施設現年発生単県災害復旧事業費	361,000	回るときは、 その発行差額			364,000			
教育施設現年発生単県災害復旧事業費	1,253,000	をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,450,000			
計	10,426,000				25,704,000			

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,404,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ794,218,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	1,416,909	1,613,909	3,030,818
	1 分 担 金	261,316	206,410	467,726
	2 負 担 金	1,155,593	1,407,499	2,563,092
2	使用料及び 手数料	10,238,109	4,691	10,242,800
	1 手 数 料	2,899,951	4,691	2,904,642
3	国庫支出金	109,939,483	21,843,069	131,782,552
	1 国庫補助金	48,266,199	21,837,247	70,103,446
	2 国庫委託金	2,521,391	5,822	2,527,213
4	財産収入	1,423,231	53,815	1,477,046
	1 財 産 運 用 収 入	990,012	602	990,614
	2 財 産 売 払 収 入	433,219	53,213	486,432
5	繰入金	28,309,089	6,753,264	35,062,353
	1 基金繰入金	26,974,384	6,753,264	33,727,648
6	諸収入	53,505,746	523,192	54,028,938

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 受託事業入	7,317,340	422,644	7,739,984
	2 雑入	7,634,271	100,548	7,734,819
7 県債		75,645,000	15,613,000	91,258,000
	1 県債	75,645,000	15,613,000	91,258,000
歳入合計		747,813,116	46,404,940	794,218,056

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,300,678	3,279,046	36,579,724
	1 総務管理費	11,324,717	27,827	11,352,544
	2 企 画 費	6,045,664	321,895	6,367,559
	3 徴 税 費	6,516,575	270	6,516,845
	4 防 災 費	4,532,382	2,929,054	7,461,436
2 民 生 費		114,999,763	80,501	115,080,264
	1 社会福祉費	65,931,994	39,018	65,971,012
	2 児童福祉費	26,753,409	41,483	26,794,892
3 衛 生 費		62,963,614	652,024	63,615,638
	1 公衆衛生費	41,800,379	5,909	41,806,288
	2 環境衛生費	18,434,708	644,187	19,078,895
	3 医 薬 費	1,018,536	1,928	1,020,464
4 労 働 費		2,454,992	15,286	2,470,278
	1 労 政 費	162,459	685	163,144

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 職業訓練費	1,748,113	7,127	1,755,240
	3 失業対策費	433,120	7,474	440,594
5 農 水 産 業 林 費		41,070,415	18,094,139	59,164,554
	1 農 業 費	14,531,083	2,716,461	17,247,544
	2 畜 産 業 費	2,710,231	825,202	3,535,433
	3 農 地 費	8,654,433	8,180,742	16,835,175
	4 林 業 費	11,236,380	4,848,490	16,084,870
	5 水 産 業 費	3,938,288	1,523,244	5,461,532
6 商 工 費		39,431,178	30,258	39,461,436
	1 商 業 費	35,406,937	9,930	35,416,867
	2 工 鉱 業 費	3,366,234	15,200	3,381,434
	3 観 光 費	658,007	5,128	663,135
7 土 木 費		35,024,614	23,406,145	58,430,759
	1 土 木 管 理 費	2,173,374	28,070	2,201,444
	2 道 橋 路 橋 修 繕 費	17,291,694	12,753,005	30,044,699

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 河川海岸費	9,334,914	4,934,689	14,269,603
	4 港 湾 費	2,082,029	1,079,051	3,161,080
	5 都市計画費	2,980,393	4,609,500	7,589,893
	6 住 宅 費	1,162,210	1,830	1,164,040
8 警 察 費		37,127,857	422,767	37,550,624
	1 警察管理費	33,532,095	185,719	33,717,814
	2 警察活動費	3,595,762	237,048	3,832,810
9 教 育 費		168,364,623	424,774	168,789,397
	1 教育総務費	31,797,275	341,046	32,138,321
	2 高等学校費	29,134,558	27,210	29,161,768
	3 特別支援 学 校 費	9,801,522	9,543	9,811,065
	4 社会教育費	2,421,712	9,538	2,431,250
	5 保健体育費	1,591,223	37,437	1,628,660
歳 出 合 計		747,813,116	46,404,940	794,218,056

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 853,000
	1 防 災 費	853,000
合 計		853,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 クロマグロ養殖振興施設整備事業 上天草市	平成29年度	千円 87,968
2 市房ダム仮設事務所賃借	平成29年度 ～平成32年度	92,000
	年次別内訳	
	平成29年度	24,000
	平成30年度	24,000
	平成31年度	24,000
	平成32年度	20,000
3 熊本県警察職員住宅借上	平成29年度 ～平成58年度	536,064
	年次別内訳	
	平成29年度	1,536
	平成30年度	18,432
	平成31年度	18,432
	平成32年度	18,432
	平成33年度	18,432
	平成34年度	18,432
	平成35年度	18,432
	平成36年度	18,432
	平成37年度	18,432
	平成38年度	18,432
	平成39年度	18,432
	平成40年度	18,432
	平成41年度	18,432
	平成42年度	18,432
	平成43年度	18,432
	平成44年度	18,432
	平成45年度	18,432
	平成46年度	18,432
平成47年度	18,432	
平成48年度	18,432	
平成49年度	18,432	
平成50年度	18,432	
平成51年度	18,432	
平成52年度	18,432	
平成53年度	18,432	
平成54年度	18,432	
平成55年度	18,432	
平成56年度	18,432	
平成57年度	18,432	
平成58年度	18,432	

事 項	期 間	限 度 額
4 阿蘇警察署整備事業 阿 蘇 市	平成29年度	千円 79,619

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 野崎地区県営経営体育 基盤整備事業 八 代 市	平成29年度 ～平成30年度	千円 161,200	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成30年度	千円 378,200
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度	99,200 62,000		年次別内訳 平成29年度 平成30年度	207,700 170,500
2 野崎地区農村地域 防災減災事業 八 代 市	平成29年度 ～平成30年度	358,800	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成30年度	741,800
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度	220,800 138,000		年次別内訳 平成29年度 平成30年度	412,300 329,500
3 亀松地区農村地域 防災減災事業 宇 城 市	平成29年度 ～平成30年度	345,200	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成31年度	1,576,600
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度	245,200 100,000		年次別内訳 平成29年度 平成30年度 平成31年度	405,000 711,600 460,000
4 豊川北部地区農村地域 防災減災事業 宇 城 市	平成29年度	231,000	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成30年度	586,000
				年次別内訳 平成29年度 平成30年度	491,000 95,000
5 豊川南部地区農村地域 防災減災事業 宇 城 市	平成29年度 ～平成30年度	255,000	(補正前に同じ)	平成29年度 ～平成30年度	635,000
	年次別内訳 平成29年度 平成30年度	130,000 125,000		年次別内訳 平成29年度 平成30年度	350,000 285,000

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ヘリコプター機体整備事業費	千円 2,919,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。
計	2,919,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	640,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	1,318,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	143,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	487,000			
農地防災国庫補助事業費	282,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	468,000			
湛水防除国庫補助事業費	56,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	287,000			
造林国庫補助事業費	97,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	174,000			
林道国庫補助事業費	229,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	371,000			
治山国庫補助事業費	1,758,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	3,029,000			
保安林整備国庫補助事業費	95,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	224,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	339,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	354,000			
漁港国庫補助事業費	96,000	一部又は全部	率)		439,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	2,518,000	を翌年度以降 に繰り下げて			4,827,000			
道路維持国庫補助事業費	1,316,000	借り入れるこ とができる。			2,748,000	(補正前に同じ)		
河川国庫補助事業費	1,693,000	発行価格が			3,007,000			
砂防国庫補助事業費	683,000	額面金額を下 回るときは、			1,033,000			
港湾建設国庫補助事業費	335,000	その発行差額			654,000			
街路国庫補助事業費	464,000	をうめるため			1,449,000			
単県治山事業費	11,000	必要な金額を			52,000			
単県漁港整備事業費	3,000	加算した額を			27,000			
単県道路整備事業費	2,890,000	限度額とする ことができる。			4,629,000			
単県河川整備事業費	658,000				880,000			
単県砂防整備事業費	114,000				320,000			
単県港湾整備事業費	49,000				152,000			
警察施設整備事業費	332,000				410,000			
交通安全施設整備事業費	354,000				445,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公 有 林 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め50年以内 年賦元利均 等償還又は元 金均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	16,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			81,000	(補 正 前 に 同 じ)			
計	15,171,000				27,865,000				

平成 2 8 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,151,119千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		1,879,000	200,000	2,079,000
	1 県 債	1,879,000	200,000	2,079,000
歳 入 合 計		3,951,119	200,000	4,151,119
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,243,335	200,000	1,443,335
	1 港 湾 費	1,243,335	200,000	1,443,335
歳 出 合 計		3,951,119	200,000	4,151,119

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	1,879,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。				

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,782,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ817,595,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	地方交付税	216,780,000	8,521,471	225,301,471
	1 地方交付税	216,780,000	8,521,471	225,301,471
2	国庫支出金	109,939,483	48,593,330	158,532,813
	1 国庫補助金	48,266,199	48,593,330	96,859,529
3	繰入金	28,309,089	11,652,639	39,961,728
	1 基金繰入金	26,974,384	11,652,639	38,627,023
4	県 債	75,645,000	1,015,000	76,660,000
	1 県 債	75,645,000	1,015,000	76,660,000
	歳 入 合 計	747,813,116	69,782,440	817,595,556

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円	千円	千円
		39,431,178	6,560,000	45,991,178
	1 観 光 費	658,007	6,560,000	7,218,007
2 災 害 復 旧 費		25,920,018	63,222,440	89,142,458
	1 商 工 災 害 復 旧 費	372,226	63,222,440	63,594,666
歳 出 合 計		747,813,116	69,782,440	817,595,556

平成 28 年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,700,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,543,214 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		1,076,281	237,000	1,313,281
	1 繰 越 金	1,076,281	237,000	1,313,281
2 県 債			23,463,000	23,463,000
	1 県 債		23,463,000	23,463,000
歳 入 合 計		2,843,214	23,700,000	26,543,214

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		549,866	23,700,000	24,249,866
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	549,866	23,700,000	24,249,866
歳 出 合 計		2,843,214	23,700,000	26,543,214

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 23,463,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 25年以内 年賦元金均等償 還又は満期一括償 還

公 告

熊本県公告第 4 1 7 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 8 年 6 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	烏帽子地区	平成 2 1 年 1 0 月 6 日	平成 2 6 年 3 月 3 1 日	熊本県

熊本県公告第 4 1 8 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 8 年 6 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	六十丁地区	平成 2 1 年 1 2 月 7 日	平成 2 5 年 3 月 2 9 日	熊本県

熊本県公告第419号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川下流土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町大牟田1300番地3
理事	河本 孝	八代市鏡町下有佐97番地1
理事	伊藤 正美	八代市鏡町上鏡445番地2
理事	村崎 保雄	八代郡氷川町鹿野58番地
理事	岩村 孝一	八代郡氷川町網道315番地3
理事	西田 一憲	八代郡氷川町網道1435番地
理事	木村 理知人	八代郡氷川町野津2543番地
理事	前田 豊	八代郡氷川町大野594番地4
理事	中川 茂喜	八代郡氷川町早尾1984番地1
理事	秋山 利光	八代郡氷川町今756番地2
理事	内田 渡	八代郡氷川町宮原460番地
理事	小田 敏勝	八代郡氷川町有佐369番地
理事	赤星 陸生	八代郡氷川町中島315番地
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	小崎 義昭	八代郡氷川町網道630番地2
監事	中田 浩司	八代郡氷川町有佐320番地
就任		
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	坂田 孝志	八代市千丁町大牟田1300番地3
理事	山本 彰	八代郡氷川町島地80番地
理事	島田 重美	八代郡氷川町鹿島816番地3
理事	栗原 憲昭	八代郡氷川町鹿野96番地2
理事	小島 康彦	八代郡氷川町鹿野107番地
理事	本岩 正	八代郡氷川町野津1107番地
理事	杉山 誠也	八代郡氷川町今323番地
理事	橋本 淳一	八代郡氷川町宮原46番地
理事	木本 猛	八代郡氷川町中島317番地
理事	田中 浩伸	八代郡氷川町有佐411番地1
理事	中村 静雄	八代郡鏡町中島215番地2
理事	元島 武芳	八代郡鏡町下有佐499番地
理事	早川 剛	八代郡鏡町上鏡441番地1
監事	宮村 誠	八代市鏡町上鏡45番地
監事	本田 睦博	八代郡氷川町網道408番地
監事	上村 輝明	八代郡氷川町柵23番地1

熊本県公告第420号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の所在及び数量

次の各号毎に物件を公売する。

- (1) 主伐 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地（40～82年生）
 すぎ 3, 611本 2, 173.78立方メートル

	ひのき	12,896	本	6,112	23	立方メートル
	まつみ	315	本	17	46	立方メートル
	さくら	45	本	5	57	立方メートル
	けやき	21	本	20	94	立方メートル
	ぎつ	3,414	本	14	02	立方メートル
(2)	計	20,023	本	8,902	60	立方メートル
	主伐	阿蘇郡高森町講和記念造林東米山団地			(42~65年生)	
	すぎ	8,003	本	6,599	15	立方メートル
	ひのき	643	本	496	25	立方メートル
	まつみ	234	本	60	30	立方メートル
(3)	計	8,880	本	7,155	70	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地			(54~66年生)	
	すぎ	17,265	本	8,658	10	立方メートル
	ひのき	2,085	本	1,312	96	立方メートル
	まつみ	70	本	46	44	立方メートル
	もみ	17	本	63	05	立方メートル
	つが	4	本	18	47	立方メートル
	さくら	72	本	13	13	立方メートル
	かし	363	本	72	96	立方メートル
	けやき	19	本	17	55	立方メートル
	ぎつ	2,924	本	363	41	立方メートル
(4)	計	22,819	本	10,566	07	立方メートル
	主伐	球磨郡相良村水源かん養林上椎葉団地			(52~62年生)	
	すぎ	5,647	本	2,400	33	立方メートル
	ひのき	13,061	本	5,641	02	立方メートル
	まつみ	1,308	本	568	28	立方メートル
	もみ	45	本	38	34	立方メートル
	さくら	62	本	14	19	立方メートル
	かし	52	本	6	00	立方メートル
	けやき	5	本	3	43	立方メートル
	ぎつ	3,819	本	318	78	立方メートル
(5)	計	23,999	本	8,990	37	立方メートル
	主伐	球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地			(58年生)	
	すぎ	10,303	本	3,551	37	立方メートル
	ひのき	205	本	22	65	立方メートル
(6)	計	10,508	本	3,574	02	立方メートル
	主伐	下益城郡美里町県設模範林大露山団地			(55~61年生)	
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	5,529	本	3,272	20	立方メートル
	ひのき	2	本	2	70	立方メートル
	まつみ	4	本	2	28	立方メートル
	もみ	1	本	0	78	立方メートル
	さくら	9	本	3	74	立方メートル
	ぎつ	545	本	123	40	立方メートル
(7)	計	6,090	本	3,405	10	立方メートル
	主伐	玉名郡玉東町県設模範林国見山団地			(54~58年生)	
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	153	本	143	62	立方メートル
	ひのき	2,117	本	1,290	71	立方メートル
	まつみ	46	本	3	74	立方メートル
	さくら	46	本	6	38	立方メートル
	くすのき	21	本	6	64	立方メートル
	ぎつ	505	本	61	66	立方メートル
(8)	計	2,888	本	1,512	75	立方メートル
	主伐	上益城郡山都町県設模範林間の谷団地			(56~71年生)	
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	2,248	本	1,092	74	立方メートル
	ひのき	6,056	本	3,274	84	立方メートル
	まつみ	9	本	3	33	立方メートル
	さくら	15	本	4	16	立方メートル
	ぎつ	278	本	33	98	立方メートル
	計	8,606	本	4,409	05	立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者

- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成28年8月1日(月) 午前9時30分入札 即時開札
- (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室
- 4 入札保証金
競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。
- 5 無効入札に関する事項
入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成28年8月12日(金)とする。
- 7 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- 8 物件の搬出期限
- (1) 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地
平成30年9月30日までとする。
- (2) 阿蘇郡高森町講和記念造林東米山団地
平成30年12月31日までとする。
- (3) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
平成30年12月31日までとする。
- (4) 球磨郡相良村水源かん養林上椎葉団地
平成30年12月31日までとする。
- (5) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地
平成30年12月31日までとする。
- (6) 下益城郡美里町県設模範林大露山団地
平成30年12月31日までとする。
- (7) 玉名郡玉東町県設模範林国見山団地
平成30年12月31日までとする。
- (8) 上益城郡山都町県設模範林間の谷団地
平成30年12月31日までとする。
- 9 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 菊池郡大津町公有林野県行造林真木団地
平成28年7月13日(水)午後13時30分 阿蘇市「二重峠 西南之役戦跡の碑前」熊本県道23号菊池赤水線と熊本県道339号北外輪山大津線(通称ミルクロード)交差点
- (2) 阿蘇郡高森町講和記念造林東米山団地
平成28年7月14日(木)午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
- (3) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
平成28年7月6日(水)午前10時 球磨郡水上村「水上村カントリーパーク ほしいひろば広場駐車場」
- (4) 球磨郡相良村水源かん養林上椎葉団地
平成28年7月6日(水)午後1時30分 球磨郡相良村「相良村森林組合駐車場」
- (5) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地
平成28年7月7日(木)午前10時 球磨郡球磨村「球磨村役場駐車場」
- (6) 下益城郡美里町県設模範林大露山団地
平成28年7月14日(木)午後3時 下益城郡美里町「美里町役場砥用庁舎駐車場」
- (7) 玉名郡玉東町県設模範林国見山団地
平成28年7月13日(水)午前10時 玉名郡玉東町「玉東町役場駐車場」
- (8) 上益城郡山都町県設模範林間の谷団地
平成28年7月14日(木)午後1時 上益城郡山都町「山都町役場本庁駐車場」
- (9) 現場説明日程の延期
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の間合せ先に連絡すること。
- 10 注意事項
- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当

する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 郵便による入札は、認めない。

(4) 入札当日、応札者で2(2)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等（市場の出荷証明書等を含む。）を持参すること。

1 1 問合せ先

詳細については、熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県広域本部地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第421号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月24日から同年7月7日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
千代農産株式会社	宇土市松山町	宇土市上網田町字片平2533番ほか9筆

2 申請年月日

平成28年6月8日

熊本県公告第422号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本山 公政	下益城郡美里町萱野	下益城郡美里町萱野字前畑719番
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町岩野字鶴ノ原24番1ほか4筆
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町馬場字恵下1467番ほか16筆
高島 啓一	下益城郡美里町払川	下益城郡美里町払川字下原1698番1

2 認可年月日

平成28年6月17日

熊本県公告第423号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
北野 暁之	阿蘇郡南阿蘇村河陽	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字冠出3108番ほか6筆
山本 耕平	八代市北平和町	八代市北平和町213番
吉住 亮	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字梅木町321番1ほか2筆

田淵 稔	八代市井揚町	八代市井揚町字式番割2703番1ほか1筆
林 二雄	八代市鏡町野崎	八代市島田町字新開1111番ほか11筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字甘竹162番
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市千丁町新牟田字美名尻580番ほか2筆

2 認可年月日
平成28年6月17日

熊本県公告第424号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
堀澤 博	荒尾市川登	荒尾市川登字平原1631番1ほか11筆 〔一時利用地 荒尾市川登字平原15番2ほか1筆〕
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字後田594番ほか2筆 〔一時利用地 荒尾市川登字平原15番1〕

2 認可年月日
平成28年6月17日

熊本県公告第425号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井副 克哉	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町網道字壺四番割198番1ほか1筆
有限会社永岡牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字石原3623番10ほか5筆
有限会社石松樹苗園	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下2165番1ほか9筆

2 認可年月日
平成28年6月17日

登載依頼

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成28年6月24日

熊本県文化財保護審議会議長 渡邊 一徳

- 1 開催日時
平成28年6月27日（月曜日）
午後3時00分から

- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 熊本地震における文化財の被災状況報告や修理等に係る今後の対応について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県教育庁教育総務局文化課総務・文化係
(電話096-333-2705)